



山形県公報

平成27年 1月30日 (金)
第2617号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定…………… (環境企画課) …77
- 地域森林計画の公表…………… (林業振興課) …78
- 同 …………… ( 同 ) …同
- 道路の区域の変更…………… (村山総合支庁西村山建設総務課) …同
- 県道の供用の開始…………… ( 同 ) …同
- 道路の区域の変更…………… (最上総合支庁建設総務課) …同
- 一般国道の供用の開始…………… ( 同 ) …79
- 開発行為に関する工事の完了…………… (置賜総合支庁建築課) …同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (最上総合支庁地域振興課) …同
- 県営住宅入居者の一般公募…………… (村山総合支庁建築課) …80
- 同 …………… (置賜総合支庁建築課) …84
- 監査結果の公表…………… (監 査 委 員) …87
- 一般競争入札の公告…………… (新庄病院) …89

## 告 示

### 山形県告示第57号

山形県水資源保全条例 (平成25年 3月県条例第14号) 第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係町役場において縦覧に供する。

平成27年 1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 最上小国川地区水資源保全地域  
(2) 区 域 最上郡最上町1林班から57林班まで並びに同郡舟形町長者原字立石996番並びに富田字アケビ沢1368番、1369番、1371番、1372番、1375番5、1375番6、1921番、1922番1、1922番2、1923番から1925番まで、1927番、1928番1、1928番3、1929番1、1929番2、2018番、2018番3から2018番7まで、2018番9、2018番11、2018番12、2069番1、2070番1、2238番、2239番、2308番、2311番、2341番、2387番7から2387番9まで、2387番18、2387番20、2387番111、2387番113、2387番122、2387番123及び2387番139並びに舟形字木友沢636番1、637番、637番1から637番3まで、2387番115、4848番、4851番、4853番、4857番、4871番及び4872番並びに同字木友山1974番、1977番、2320番、2536番、2543番、2547番、2675番、4849番及び4850番並びに同町1林班から9林班まで、42林班、43林班、45林班及び46林班
- 2 (1) 名 称 川西町犬川地区水資源保全地域  
(2) 区 域 東置賜郡川西町9林班ろ小班及びは小班、10林班から19林班まで、43林班から71林班まで並びに76林班から91林班まで
- 3 (1) 名 称 川西町黒川地区水資源保全地域

(2) 区 域 東置賜郡川西町20林班から42林班まで

**山形県告示第58号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により最上村山森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画書の写しを農林水産部林業振興課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第59号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部林業振興課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第60号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字貫見字塩地261番1から<br>同 833番1まで | 旧    | 18.6メートル<br>} 8.5  | メートル<br>153 |
| 同 上                                | 新    | 26.2メートル<br>} 13.6 | 同 上         |

**山形県告示第61号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字貫見字塩地261番1から  
同 833番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月30日

**山形県告示第62号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間   | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-----------------------|-----|------|----------|--------|
| 最上郡大蔵村大字南山字土合3354番1から |     | 旧    | 15.0メートル | 32メートル |
| 同                     | 上まで |      | 14.0     |        |
| 同                     | 上   | 新    | 26.0メートル | 同上     |
|                       |     |      | 14.0     |        |

#### 山形県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字土合3354番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月30日

#### 山形県告示第64号

次の開発行為は、完了した。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年12月2日 指令置総建第60号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第2工区  
西置賜郡小国町大字小国町字元諏訪一6番3の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西置賜郡小国町大字町原93番地1 山和建設株式会社

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人新庄最上アスリートクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
栗田 伸一
  - (3) 主たる事務所の所在地

最上郡金山町大字中田187番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に新庄最上地域に暮らす人々を対象に、スポーツコミュニティの醸成を図ることで競技スポーツと生涯スポーツの共存を実現させ、地域住民の健脚育成と健康で活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                  | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分          | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|--------------|----------------------|------|-------------------------------|------|-------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|              |                      | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |             | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51       | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用         | 12,300                  | 14,300                             | 16,300                             | 18,000                             | 18,000 | 18,000                             | 3月分の家賃に相当する額                       | 単身可 |
| 同 3号         | 同 17-25              | 同    | 44.4                          | 1    | 同           | 12,100                  | 14,000                             | 16,000                             | 18,100                             | 18,600 | 18,600                             |                                    | 単身可 |
| 同 5号         | 同 17-17              | 同    | 44.4                          | 1    | 同           | 12,300                  | 14,300                             | 16,300                             | 18,000                             | 18,000 | 18,000                             |                                    |     |
| 同 五十鈴アパ一ト2号  | 同 大野目二丁目2-50         | 同    | 51.2                          | 2    | 同           | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 24,900 | 24,900                             |                                    |     |
| 同 馬見ヶ崎アパ一ト2号 | 同 円応寺町21-26          | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同           | 18,000                  | 20,700                             | 23,700                             | 26,800                             | 30,600 | 33,800                             |                                    |     |
| 同 宮町アパ一ト1号   | 同 宮町二丁目8-23          | 同    | 66.5                          | 1    | 同           | 22,300                  | 25,800                             | 29,500                             | 33,300                             | 38,000 | 41,400                             |                                    |     |
| 同 きたまちアパ一ト1号 | 同 桧町三丁目2-15          | 同    | 66.5                          | 1    | 同           | 25,500                  | 29,500                             | 33,700                             | 38,000                             | 43,400 | 50,100                             |                                    |     |
| 同 3号         | 同 2-9                | 同    | 66.5                          | 1    | 同           | 25,500                  | 29,500                             | 33,700                             | 38,000                             | 43,400 | 50,100                             |                                    |     |
| 同 あたごアパ一ト    | 同 小白川町五丁目27-15       | 3LDK | 71.9                          | 1    | 同           | 28,900                  | 33,400                             | 38,100                             | 43,000                             | 49,200 | 56,700                             |                                    |     |
| 同 東山住宅       | 同 大字十文字6106          | 2DK  | 61.5                          | 1    | 特定目的用(身障者用) | 24,100                  | 27,800                             | 31,800                             | 35,900                             | 41,000 | 47,400                             |                                    | 単身可 |
| 同 長清水アパ一ト9号  | 上山市長清水一丁目10-19       | 3DK  | 70.1                          | 1    | 一般用         | 22,600                  | 26,000                             | 29,800                             | 33,600                             | 38,400 | 44,300                             |                                    |     |
| 同 交り江アパ一ト2号  | 天童市交り江五丁目10-2        | 同    | 62.8                          | 2    | 同           | 17,200                  | 19,900                             | 22,800                             | 25,700                             | 29,300 | 33,900                             |                                    |     |
| 同 芦沢アパ一ト     | 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084-7 | 2DK  | 52.8                          | 1    | 同           | 11,200                  | 12,900                             | 14,800                             | 16,700                             | 19,100 | 21,300                             |                                    | 単身可 |
| 同 塩水アパ一ト6号   | 寒河江市大字寒河江字塩水46-1     | 同    | 57.0                          | 1    | 同           | 19,400                  | 22,400                             | 25,700                             | 28,900                             | 33,100 | 38,200                             |                                    | 単身可 |

|              |                               |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|--------------|-------------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 左沢アパー<br>ト | 西村山郡大江町<br>大字藤田字藤田<br>原264-3  | 3DK | 59.3 | 1 | 同 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 |     |
| 同 楯岡アパー<br>ト | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同   | 54.6 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,200 |     |
| 同 大石田アパ<br>ー | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同   | 59.4 | 1 | 同 | 14,600 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 | 单身可 |
| 同            | 同                             | 同   | 59.4 | 1 | 同 | 14,600 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年2月4日から同月10日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成27年3月下旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年1月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                           |                                         |                                         |                                         | 敷金     | 摘要     |                                         |                                         |
|----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|                |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |
| 県営小国アパ<br>ート1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館三丁<br>目3-9 | 3DK  | 58.0                          | 2    | 一般用 | 13,300                       | 15,300                                  | 17,500                                  | 19,800                                  | 22,600 | 26,100 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                |                                         |
| 同<br>2号        | 同                          | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,200                       | 16,400                                  | 18,800                                  | 21,200                                  | 24,200 | 28,000 |                                         | 単身可                                     |
| 同 宝前町住宅        | 同 白鷹町<br>大字十王5502-<br>11   | 同    | 77.0                          | 1    | 同   | 18,600                       | 21,500                                  | 24,600                                  | 27,700                                  | 31,700 | 36,600 |                                         |                                         |
| 同 飯豊アパ<br>ート   | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3    | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,900                       | 17,200                                  | 19,700                                  | 22,200                                  | 25,300 | 29,300 |                                         |                                         |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年2月6日から同月13日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年2月13日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成27年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成26年12月に実施した平成26年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成27年1月30日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 坂 | 本 | 貴 | 美 | 雄 |
| 山形県監査委員 | 児 | 玉 |   |   | 太 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 |   | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関27箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関   | 実 施 年 月 日   | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------|-------------|-------------|------|
| 鶴岡中央高等学校      | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 鶴岡工業高等学校      | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 遊佐高等学校        | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 病虫害防除所        | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 尾花沢警察署        | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 博物館           | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| ゆきわり養護学校      | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 庄内総合高等学校      | 平成26年12月9日  | 坂本委員        | 会田委員 |
| 庄内農業高等学校      | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 酒田光陵高等学校      | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 加茂水産高等学校      | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 工業技術センター庄内試験場 | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 小国高等学校        | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 精神保健福祉センター    | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 山形豊学校         | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 教育センター        | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 左沢高等学校        | 平成26年12月9日  | 児玉委員        | 加藤委員 |
| 福祉相談センター      | 平成26年12月18日 | 坂本委員        | 会田委員 |

|            |             |      |      |
|------------|-------------|------|------|
| 農業総合研究センター | 平成26年12月18日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 山形警察署      | 平成26年12月18日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 上山明新館高等学校  | 平成26年12月18日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 山形盲学校      | 平成26年12月18日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 山形北高等学校    | 平成26年12月18日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 村山教育事務所    | 平成26年12月18日 | 児玉委員 | 加藤委員 |
| 森林研究研修センター | 平成26年12月18日 | 児玉委員 | 加藤委員 |
| 寒河江高等学校    | 平成26年12月18日 | 児玉委員 | 加藤委員 |
| 天童高等学校     | 平成26年12月18日 | 児玉委員 | 加藤委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 村山教育事務所

(イ) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末残高が年間使用額の50%を超えているもの

平成25年度末残高 144,460円 (71.7%)

平成25年度年間使用額 201,550円

#### ロ ゆきわり養護学校

(イ) 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末残高が年間使用量の50%を超えているもの

平成25年度末残高 103,790円 (79.2%)

平成25年度年間使用額 131,040円

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### イ 収入

(イ) 現金で領収した高等学校使用料について、金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。(山形北高等学校)

#### ロ 支出

(イ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2か月を超えて遅延しているものが相当数ある。(教育センター)

#### ハ 契約

(イ) 一括発注すべきところ、支出何兼支出票により支出負担行為を整理することができる1件10万円以下に分割して発注しているものがある。(ゆきわり養護学校)

#### ニ 財産

(イ) 生産物の管理が適切でなく、大量の廃棄処分をしているものがある。(庄内農業高等学校)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院感染性廃棄物収集運搬業務及び処分業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年1月30日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室
- (2) 日時 平成27年3月24日（火）午前11時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

##### イ 山形県立新庄病院感染性廃棄物収集運搬業務

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (イ) 50ℓ段ボール容器 | 予定数量 12,000個 |
| (ロ) 20ℓポリ容器   | 予定数量 400個    |
| (ハ) 50ℓポリ容器   | 予定数量 700個    |

##### ロ 山形県立新庄病院感染性廃棄物処分業務

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (イ) 50ℓ段ボール容器 | 予定数量 12,000個 |
| (ロ) 20ℓポリ容器   | 予定数量 400個    |
| (ハ) 50ℓポリ容器   | 予定数量 700個    |

#### (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 契約期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

#### (4) 入札方法 (1)のイの(イ)から(ハ)並びにロの(イ)から(ハ)ごとの1個あたりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの(イ)から(ハ)の産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、当該産業廃棄物の処分業務に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から1個あたりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1個あたりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の108分の100に相当する金額に1個あたりの産業廃棄物税を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 2の(1)のイの役務に係る営業に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により必要な許可（以下「本件収集運搬業の許可」という。）及び2の(1)のロの役務に係る営業に関し同条第6項の規定により必要な許可（以下「本件処分業の許可」という。）を受けていること。ただし、本件処分業の許可を受けていない者にあつては、その者が本件収集運搬業の許可を受けていること並びにその者が落札した場合において2の(1)のロの役務を履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。

(8) この公告による他の入札参加者に係る入札において、2の(1)のロの役務を履行する者となっていないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された2の(1)のイの(イ)から(ハ)及びロの(イ)から(ハ)ごとの予定価格の範囲内であつて、かつ、2の(1)のイの(イ)から(ハ)及びロの(イ)から(ハ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額（ただし、処分業務の提携により入札に参加した者の入札にあつては2の(1)のイの(イ)から(ハ)ごとの入札価格及びロの(イ)から(ハ)ごとの確約書に記入された金額（以下「確約価格」という。）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額とする。）が9の(2)の山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第3条による調査基準価格（以下「基準価格」という。）以上である場合は、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

ただし、処分業務の提携により入札に参加した者が最低価格入札者となった場合において、その提携処分業者が入札参加資格審査日から開札日までの期間中のいずれかの日において山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内での価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った順次位の者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに3の(7)に係る事項を証する書類（以下「証明書等」という。）を平成27年3月9日（月）午後3時まで山形県立新庄病院総務課施設用度係に提出すること。

この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、本件処分業の許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)のイ及びロの役務を履行する者ごとに契約を締結するものとする。

(4) 契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手續の停止等があり得る。

(6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(7) 上記予定数量は調達数量を保証するものではない。

(8) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Collection transportation and disposal of infectious waste
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 24, 2015
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

平成27年 1月30日印刷  
平成27年 1月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056